

所得税の還付申告はお早めに 市民会館では2月2日(月)から

確定申告をしなくてもよい人でも、給与や年金等から源泉徴収された所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、確定申告をすると、納め過ぎの所得税が還付されます。この申告を還付申告といいます。

還付申告は、今月から税務署で受付が始まっています。確定申告が始まると混み合いますので、早めに申告しましょう。

◆持参するもの

印章・源泉徴収票・生命保険料の支払い証明書など各控除額にかかるもの
※還付金は本人の口座に還付されますので、口座を記入する箇所があります。

還付申告をする人へのお願い
確定申告が始まる2月16日(月)以降は大変混雑が予想されます。できるだけ自分で記入の上、早めにお越しください。

住宅借入金等特別控除

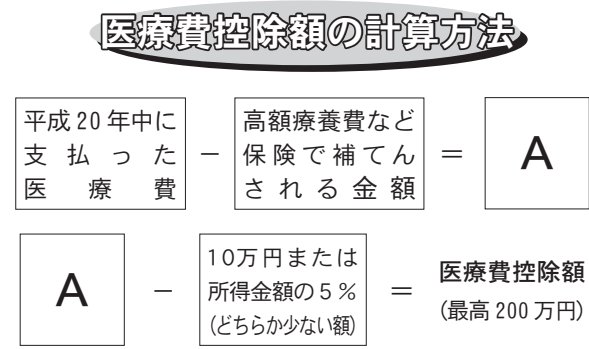
住宅ローン等を利用して住宅を新築や購入または増改築などをした場合、次の要件を満たすと、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

- ◆住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き入居していること
- ◆床面積が50平方メートル以上の家屋
- ◆床面積の2分の1以上が自分が住むために使用している家屋であること
- ◆借入金(家屋とともに住宅敷地用土地の取得の借入金も含む)などがある場合で、返済期間が10年以上あること
- ◆所得金額が3千万円以下の人
- ◆増改築などの工事の場合、工事費用が100万円を超えるもの

◆必要な書類
◆住民票の写し
◆家屋・土地(家屋とともに土地を取得した場合)の登記簿謄本
◆請負(売買)契約書など家屋・土地の取得年月日・床面積・取得価格がわかる書類(印紙が張つてあるもの) ※写しでも可
◆借入金の年末残高等証明書
◆増改築の場合は、建築確認証・検査済証の写しまたは建築士から交付を受けた増改築等工事証明書

医療費控除

昨年中に、本人や家族が病気やけがなどで治療を受けた際に支払った医療費は、図の算式により医療費控除として所得から差し引かれます。



※保険で補てんされる金額
健康保険などから支給を受ける療養費や出産育児一時金、生命保険契約の医療保険金や入院給付金など

■対象となるもの

- ◆医師または歯科医師による診療または治療の費用
- ◆入院費(食事代を含む)
- ◆治療または療養に必要な医薬品の購入費
- ◆医師の処方に基づく治療のためのマッサージ、指圧、はりきゅう、柔道整復による施術費
- ◆主治医の証明を受けた介護用おむつの購入費
- ◆介護保険サービスを利用した場合の領収書に記載されている医療費控除相当分

■対象とならないもの

- ◆健康診断や人間ドックなどの費用^①
- ◆美容整形の費用
- ◆疾病予防、健康増進のための医薬品の購入費
- ◆通院にかかるタクシー代^②、自動車のガソリン代、駐車料金
- ◆ケースにより医療費控除の対象となる場合があります。



◆平成11年から平成18年までに入居した人へ
所得税から控除しきれない額が生じた場合は、「住宅借入金等特別控除申告書」を提出すると、個人住民税から控除しきれなかった額が控除されます。



特定増改築等住宅借入金等特別控除

次の工事を実施した人で、要件に該当すると控除を受けられます。この控除を受ける人は米子税務署で申告してください。

バリアフリー改修工事

次の要件のいずれかに該当する人が、住宅ローン等を利用して自己が所有している居住用家屋のバリアフリー改修工事含む増改築をした場合で一定の要件に当てはまるときに、所得税の額から控除を受けることができます。

省エネ改修工事

- ① 50歳以上の人
 - ② 要介護または要支援の認定を受けている人
 - ③ 障害者
 - ④ 65歳以上の親族または②もしくは③に該当する親族と同居している人
- この控除を申告する場合には、従来の住宅借入金等特別控除に提出する書類に加えて対象者であることを証明する書類(住民票や介護保険の被保険者証など)や居室介護住宅改修費、介護予防住宅改修費の額がわかる書類などが必要です。

省エネ改修工事

- ◆自己が所有する家屋について「一定の省エネ改修工事」^①を含む増改築をした場合で一定の要件に当てはまるときに、所得税の額から控除を受けることができます。
- ① 一定の省エネ改修工事とは、居室のすべての窓の改修工事、またはその工事とあわせて行う床・天井・壁の断熱工事で、次の要件を満たすものを言います。
 - ◆改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること
 - ◆改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前と比べて一定の向上が認められる工事内容であること
 - ◆その工事費用の合計額が30万円を超えるものであること
- ◆住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価

【受付会場】
市民会館第一会議室(2階)
【受付時間】
午前9時～11時
午後1時～4時
(土・日、祝日は休みます)

◆必要な書類

医療費の領収書、おむつ使用の場合は、おむつ代の領収書およびおむつ使用証明書
※介護保険サービスを利用した場合には、医療費控除対象金額の記載のある領収書が必要となります。施設またはサービス内容によって領収書の書式が異なりますので詳しくは、各施設にお尋ねください。

◆申告の際の注意

医療費控除を受ける際は、治療を受けた人ごとの病院別に集計した明細書が必要になります。明細書は市役所にもありますが、様式は問いません。
保険で補てんされる金額は差し引いてください。また受け取っていない金額がある場合は、予定額を差し引きます。

価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関または建築法に基づく建築事務所所属する建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書が発行されること

住宅借入金等特別控除と特定増改築等住宅借入金等特別控除は、選択適用となり、次年度以降に変更することはできません。

インターネットで所得税の確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、申告書を作成することができます。印刷すればそのまま提出することができます。

◆国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>



◆問合せ先

米子税務署
税務課市民税係
(☎32・4121)
(☎47・1017)